

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年4月24日
【計算期間】	第8期中 (自2025年7月26日 至 2026年1月25日)
【ファンド名】	MSVグローバル資産配分ファンド（安定型）
【発行者名】	マネックス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 足立 哲
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【事務連絡者氏名】	畔田 耕平
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【電話番号】	03-6441-3812
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2026年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,337,790,222	25.41
内 日本	1,337,790,222	25.41
投資証券	3,886,024,658	73.82
内 アメリカ	3,886,024,658	73.82
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	40,212,846	0.76
純資産総額	5,264,027,726	100.00

その他資産の投資状況

(2026年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	147,905,600	2.81
内 日本	147,905,600	2.81

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2026年1月末日および、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年12月7日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2019年7月25日)	10,668,315	10,668,315	1.0445	1.0445
第2計算期間末日 (2020年7月27日)	37,785,823	37,785,823	1.0757	1.0757
第3計算期間末日 (2021年7月26日)	1,598,363,059	1,598,363,059	1.1497	1.1497
第4計算期間末日 (2022年7月25日)	4,210,417,918	4,210,417,918	1.0964	1.0964
第5計算期間末日 (2023年7月25日)	4,396,584,933	4,396,584,933	1.1263	1.1263
第6計算期間末日 (2024年7月25日)	4,488,597,801	4,488,597,801	1.2370	1.2370
第7計算期間末日 (2025年7月25日)	4,752,807,574	4,752,807,574	1.2791	1.2791
2025年1月末日	4,726,753,941	-	1.2837	-
2月末日	4,581,600,659	-	1.2438	-
3月末日	4,545,439,572	-	1.2318	-
4月末日	4,393,820,755	-	1.2018	-
5月末日	4,491,295,222	-	1.2277	-
6月末日	4,613,187,998	-	1.2537	-
7月末日	4,840,828,846	-	1.2900	-
8月末日	4,831,998,618	-	1.2936	-

9月末日	4,967,311,992	-	1.3230	-
10月末日	5,151,212,897	-	1.3763	-
11月末日	5,268,347,019	-	1.3942	-
12月末日	5,247,393,545	-	1.3974	-
2026年1月末日	5,264,027,726	-	1.4033	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2025年7月26日～2026年1月25日	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	4.5
第2計算期間	3.0
第3計算期間	6.9
第4計算期間	4.6
第5計算期間	2.7
第6計算期間	9.8
第7計算期間	3.4
2025年7月26日～2026年1月25日	11.6

2 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	10,213,507	0	10,213,507
第2計算期間	26,048,955	1,134,626	35,127,836
第3計算期間	1,385,324,559	30,220,991	1,390,231,404
第4計算期間	2,638,590,705	188,430,727	3,840,391,382
第5計算期間	541,299,983	478,025,279	3,903,666,086
第6計算期間	680,534,153	955,495,824	3,628,704,415
第7計算期間	556,257,882	469,145,352	3,715,816,945
2025年7月26日～ 2026年1月25日	344,716,296	311,964,450	3,748,568,791

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年7月26日から2026年1月25日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【MSVグローバル資産配分ファンド（安定型）】

（１）【中間貸借対照表】

	第7期 (2025年7月25日現在) 金額(円)	第8期中間計算期間末 (2026年1月25日現在) 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	29,464,422	10,649,240
金銭信託	-	499,999
コール・ローン	69,159,290	100,797,289
投資信託受益証券	1,123,061,156	1,346,935,410
投資証券	3,588,389,101	3,973,236,183
派生商品評価勘定	101,647	-
未収配当金	8,519,712	45,804
未収利息	-	3,866
流動資産合計	4,818,695,328	5,432,167,791
資産合計	4,818,695,328	5,432,167,791
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	578,411
未払金	30,734,651	8,301,898
未払解約金	2,607,094	32,658,549
未払受託者報酬	612,643	703,229
未払委託者報酬	31,859,919	36,570,104
その他未払費用	73,447	84,298
流動負債合計	65,887,754	78,896,489
負債合計	65,887,754	78,896,489
純資産の部		
元本等		
元本	3,715,816,945	3,748,568,791
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,036,990,629	1,604,702,511
（分配準備積立金）	462,972,402	426,073,608
元本等合計	4,752,807,574	5,353,271,302
純資産合計	4,752,807,574	5,353,271,302
負債純資産合計	4,818,695,328	5,432,167,791

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

	第7期中間計算期間 (自 2024年7月26日 至 2025年1月25日) 金額(円)	第8期中間計算期間 (自 2025年7月26日 至 2026年1月25日) 金額(円)
営業収益		
受取配当金	65,806,162	73,434,450
受取利息	323,213	421,786
有価証券売買等損益	98,094,440	267,984,138
為替差損益	65,430,662	254,804,113
営業収益合計	229,654,477	596,644,487
営業費用		
受託者報酬	635,022	703,229
委託者報酬	33,023,775	36,570,104
その他費用	582,527	398,284
営業費用合計	34,241,324	37,671,617
営業利益又は営業損失()	195,413,153	558,972,870
経常利益又は経常損失()	195,413,153	558,972,870
中間純利益又は中間純損失()	195,413,153	558,972,870
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,192,858	21,904,320
期首剰余金又は期首欠損金()	859,893,386	1,036,990,629
剰余金増加額又は欠損金減少額	70,550,588	118,373,805
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70,550,588	118,373,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,012,142	87,730,473
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,012,142	87,730,473
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,054,652,127	1,604,702,511

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第7期 (2025年7月25日現在)	第8期中間計算期間末 (2026年1月25日現在)
1. 期首元本額	3,628,704,415円	3,715,816,945円
期中追加設定元本額	556,257,882円	344,716,296円
期中一部解約元本額	469,145,352円	311,964,450円
2. 受益権の総数	3,715,816,945口	3,748,568,791口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期中間計算期間 (自 2024年7月26日 至 2025年1月25日)	第8期中間計算期間 (自 2025年7月26日 至 2026年1月25日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 (2025年7月25日現在)	第8期中間計算期間末 (2026年1月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	第7期 (2025年7月25日現在)			
	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	132,824,965	-	132,723,318	101,647
	132,824,965	-	132,723,318	101,647
合計	132,824,965	-	132,723,318	101,647

種類	第8期中間計算期間末 (2026年1月25日現在)			
	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	152,024,996	-	152,603,407	578,411
	152,024,996	-	152,603,407	578,411
合計	152,024,996	-	152,603,407	578,411

（注）時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

4. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期 (2025年7月25日現在)	第8期中間計算期間末 (2026年1月25日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2791円 (12,791円)	1.4281円 (14,281円)

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2026年1月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

過去5年間における主な資本金の増減

該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年1月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	39	547,592
単位型株式投資信託	38	148,606
単位型公社債投資信託	126	378,230
合計	203	1,074,428

百万円未満は四捨五入

(3)【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第11期事業年度に係る中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第9期 (2024年3月31日現在)		第10期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		84,220		139,640
前払費用		1,330		2,991
未収委託者報酬		243,332		271,256
未収運用受託報酬		175,357		242,946
その他		4,868		912
	流動資産計	509,109		657,746
固定資産				
有形固定資産	1	2,787	1	2,121
建物		1,409		1,255
器具備品		1,378		866
無形固定資産		139,305		122,220
ソフトウェア		122,077		106,094
ソフトウェア仮勘定		17,228		16,126
投資その他の資産		32,097		47,276
投資有価証券		32,097		31,084
長期前払費用		-		3,758
繰延税金資産		-		12,434
	固定資産計	174,190		171,619
	資産合計	683,300		829,365
(負債の部)				
流動負債				
預り金		4,684		3,466
短期借入金		80,000		-
未払金		10,828		3,950
未払手数料		250,073		287,649
未払費用		31,092		32,386
未払法人税等		10,093		40,175
未払消費税等		10,447		24,222
	流動負債計	397,219		391,851
固定負債				
繰延税金負債		642		-
	固定負債計	642		-
	負債合計	397,861		391,851
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		1,400,000		1,400,000
資本剰余金		1,400,000		1,400,000
資本準備金		1,400,000		1,400,000
利益剰余金		2,516,016		2,363,238
その他利益剰余金		2,516,016		2,363,238
繰越利益剰余金		2,516,016		2,363,238

株主資本計	283,983	436,761
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,455	752
評価・換算差額等計	1,455	752
純資産合計	285,438	437,513
負債・純資産合計	683,300	829,365

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第9期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	1,693,603		1,671,987	
運用受託報酬	580,807		845,863	
その他	11,600		8,618	
営業収益計		2,286,011		2,526,469
営業費用				
支払手数料	1,664,595		1,514,221	
広告宣伝費	10,444		7,536	
調査費	175,262		211,481	
委託調査費	174,343		209,845	
その他調査費	918		1,635	
委託計算費	74,168		132,005	
営業雑経費	5,500		6,206	
通信費	3,294		3,109	
協会費	2,205		3,096	
営業費用計		1,929,970		1,871,451
一般管理費				
給料	285,981		317,044	
役員報酬	16,800		17,000	
給料・手当	233,578		262,050	
法定福利費	35,603		37,994	
交際費	909		1,598	
旅費交通費	5,920		8,855	
租税公課	18,311		23,106	
不動産賃借料	11,105		15,548	
退職給付費用	6,978		6,393	
固定資産減価償却費	1 46,149		1 54,097	
諸経費	48,133		42,048	
一般管理費計		423,488		468,694
営業損益()		67,447		186,323
営業外収益				
受取利息	0		53	
雑収入	812		160	
営業外収益計		813		214
営業外費用				
支払利息	582		1,909	
営業外費用計		582		1,909
経常損益()		67,216		184,628
特別損失				
固定資産除却損	-		15,996	
特別損失計		-		15,996

税引前当期純損益()		67,216		168,632
法人税、住民税及び事業税	950		28,620	
法人税等調整額	-		12,765	
法人税等計		950		15,854
当期純損益()		68,166		152,777

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,447,849	2,447,849	352,150
当期変動額						
当期純損失()	-	-	-	68,166	68,166	68,166
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	68,166	68,166	68,166
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,516,016	2,516,016	283,983

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	80	80	352,230
当期変動額			
当期純損失()	-	-	68,166
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,374	1,374	1,374
当期変動額合計	1,374	1,374	66,791
当期末残高	1,455	1,455	285,438

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,516,016	2,516,016	283,983
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	152,777	152,777	152,777
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	152,777	152,777	152,777
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,363,238	2,363,238	436,761

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,455	1,455	285,438
当期変動額			
当期純利益	-	-	152,777
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	703	703	703
当期変動額合計	703	703	152,074
当期末残高	752	752	437,513

[注記事項]**(重要な会計方針)**

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品5～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬:投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬:該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

重要性がないため、記載を省略しております。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第9期 (2024年3月31日現在)	第10期 (2025年3月31日現在)
建物	614	768
器具備品	3,442	3,954

(損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第9期	第10期
--	-----	------

	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
有形固定資産	591	665
無形固定資産	45,557	53,432

2. 関係会社との取引高
重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第9期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については銀行預金に限定しており、また短期借入金を用いて運転資金を調達しております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、短期借入金、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第9期 (2024年3月31日現在)			第10期 (2025年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	32,097	32,097	-	31,084	31,084	-
資産計	32,097	32,097	-	31,084	31,084	-

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	第9期 (2024年3月31日現在)				第10期 (2025年3月31日現在)			
	時価				時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	32,097	-	-	32,097	31,084	-	-	31,084
資産計	32,097	-	-	32,097	31,084	-	-	31,084

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(単位:千円)

種類	第9期 (2024年3月31日現在)			第10期 (2025年3月31日現在)		
	取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-
	(3)その他	30,000	32,097	2,097	20,000	21,408
	小計	30,000	32,097	2,097	20,000	21,408
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	10,000	9,675
	小計	-	-	-	10,000	9,675
合計	30,000	32,097	2,097	30,000	31,084	1,084

2. 売却したその他有価証券

第9期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	第9期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	1,693,603	1,671,987
基本報酬	708,659	1,068,470
成功報酬	984,944	603,517
運用受託報酬	580,807	845.863

その他	11,600	8,618
合計	2,286,011	2,526,469

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第9期6,978千円、第10期6,393千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	第9期 (2024年3月31日現在) (千円)	第10期 (2025年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	764,676	738,009
その他	3,026	5,364
繰延税金資産小計	767,702	743,373
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	764,676	730,167
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,026	439
評価性引当額小計	767,702	730,607
繰延税金資産合計	-	12,765
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	642	331
繰延税金負債合計	642	331
繰延税金資産・負債純額	642	12,434

(注1) 評価性引当額が37,094千円減少しています。税務上の繰越欠損金の使用によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第9期(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金()	-	21,219	83,670	89,354	98,957	471,472	764,676
評価性引当額	-	21,219	83,670	89,354	98,957	471,472	764,676
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第10期(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金()	-	78,223	89,354	98,957	119,822	351,649	738,009
評価性引当額	-	70,382	89,354	98,957	119,822	351,649	730,167
繰延税金資産	-	7,841	-	-	-	-	7,841

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。将来の課税所得の見込みに基づき、税務上の繰越欠損金のうち7,841千円について回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
第9期は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

	第10期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
評価性引当額の増減	22.0%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.4%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

第9期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(2)子会社等

第9期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(3)兄弟会社等

第9期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む) (注1)	マネックス証券株式会社	東京都港区	12,200,000	金融商品取引業	-	証券投資信託の販売代行	役務の受入 (注2)	189,701	未払手数料	40,909
同一の親会社を持つ会社	カタリスト投資顧問株式会社	東京都港区	100,000	投資助言業	-	運用等の助言に関する業務委託契約	役務の受入 (注2)	1,069,910	未払手数料	104,881

同一の親会社 を持つ会社	マネックス ファイナ ンス株式 会社	東京都 港区	50,000	資金調達・ 供給	-	運転資金の 短期借入先	資金の借入	270,000	短期 借入金	80,000
							資金の返済	190,000		
							利息の支払 (注3)	582		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) マネックス証券株式会社は、2024年1月4日付で「同一の親会社を持つ会社」から「主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)」となりました。取引金額は、当事業年度における取引高を記載しております。

(注2) 役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

(注3) 資金の借入条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定されております。

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
主要株主(法 人)が議決権 の過半数を所 有している会 社(当該会社 の子会社を含 む)	マネックス 証券株式 会社	東京都 港区	12,200,000	金融商品取 引業	-	証券投資信託 の販売代行	役務の 受入 (注1)	272,946	未払 手数料	58,100
同一の親会社 を持つ会社	カタリスト 投資顧問 株式会社	東京都 港区	100,000	投資助言業	-	運用等の投資 顧問契約	役務の 受入 (注1)	654,962	未払 手数料	83,991
同一の親会社 を持つ会社	マネックス ファイナ ンス株式 会社	東京都 港区	50,000	資金調達・ 供給	-	運転資金の 短期借入先	資金の借入	200,000	短期 借入金	-
							資金の返済	280,000		
							利息の支払 (注2)	1,909		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

(注2) 資金の借入条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定されております。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第9期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	5,708円77銭	8,750円27銭
1株当たり当期純損益金額()	1,363円33銭	3,055円55銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第9期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損益()	68,166千円	152,777千円
普通株式に係る当期純損益()	68,166千円	152,777千円
期中平均株式数	50,000株	50,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		第11期中間会計期間 (2025年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		406,682
前払費用		4,823
未収委託者報酬		307,622
未収運用受託報酬		276,516
その他		194
	流動資産計	995,840
固定資産		
有形固定資産	1	1,814
建物		1,178
器具備品		635
無形固定資産		143,250
ソフトウェア		91,668
ソフトウェア仮勘定		51,581
投資その他の資産		66,500
投資有価証券		32,285
長期前払費用		2,505
繰延税金資産		31,709
	固定資産計	211,564
	資産合計	1,207,405
(負債の部)		
流動負債		
預り金		4,607
未払金		4,068
未払手数料		316,483
未払費用		45,523
未払法人税等		66,083
未払消費税等		35,173
賞与引当金		13,644
	流動負債計	485,584
	負債合計	485,584
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		2,079,744
その他利益剰余金		2,079,744
繰越利益剰余金		2,079,744
	株主資本計	720,255
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,565

評価・換算差額等計	1,565
純資産合計	721,821
負債・純資産合計	1,207,405

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		2,045,540	
運用受託報酬		486,562	
その他		3,400	
	営業収益計		2,535,503
営業費用			
支払手数料		1,732,695	
広告宣伝費		5,538	
調査費		106,268	
委託調査費		104,868	
その他調査費		1,400	
委託計算費		81,167	
営業雑経費		4,522	
通信費		1,628	
協会費		2,894	
	営業費用計		1,930,193
一般管理費			
給料		188,775	
役員報酬		10,500	
給料・手当		155,585	
法定福利費		22,689	
賞与引当金繰入		13,644	
交際費		1,224	
旅費交通費		5,314	
租税公課		15,837	
不動産賃借料		7,786	
退職給付費用		3,135	
固定資産減価償却費	1	18,496	
諸経費		33,850	
	一般管理費計		288,065
営業利益			317,245
営業外収益			
受取利息		100	
	営業外収益計		100
営業外費用			
支払利息		304	
雑損		300	
	営業外費用計		604
経常利益			316,740
税引前中間純利益			316,740
法人税、住民税及び事業税		52,910	
法人税等調整額		19,663	
	法人税等計		33,246

中間純利益		283,494
-------	--	---------

(3) 中間株主資本等変動計算書

第11期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,363,238	2,363,238	436,761
当中間期変動額						
当中間期純利益	-	-	-	283,494	283,494	283,494
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	283,494	283,494	283,494
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,079,744	2,079,744	720,255

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	752	752	437,513
当中間期変動額			
当中間期純利益	-	-	283,494
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	813	813	813
当中間期変動額合計	813	813	284,307
当中間期末残高	1,565	1,565	721,821

[注記事項]**(重要な会計方針)**

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品5年であります。無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬: 投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬: 該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第11期中間会計期間 (2025年9月30日現在)
建物	845
器具備品	4,185

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	307
無形固定資産	18,188

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については銀行預金に限定しており、また短期借入金を用いて運転資金を調達していません。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第11期中間会計期間 (2025年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	32,285	32,285	-
資産計	32,285	32,285	-

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	第11期中間会計期間 (2025年9月30日現在)			
	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	32,285	-	-	32,285
資産計	32,285	-	-	32,285

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	第11期中間会計期間 (2025年9月30日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	20,000	22,349	2,349
	小計	20,000	22,349	2,349
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	10,000	9,936	63
	小計	10,000	9,936	63
合計		30,000	32,285	2,285

2. 売却したその他有価証券

第11期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
委託者報酬	2,045,540
基本報酬	660,325
成功報酬	1,385,215
運用受託報酬	486,562
その他	3,400
合計	2,535,503

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	14,436円42銭
1株当たり中間純利益金額	5,669円88銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額	283,494千円
普通株式に係る中間純利益金額	283,494千円
普通株式の期中平均株式数	50,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤森 丈史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤森 丈史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月17日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSVグローバル資産配分ファンド（安定型）の2025年7月26日から2026年1月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MSVグローバル資産配分ファンド（安定型）の2026年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月26日から2026年1月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。